			250㎡未満	30万人以上70万人未満	304,637
				10万人以上30万人未満	169,243
				10万人未満	135,395
	その他の消防に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電送システム		機上設備	79,174
				地上設備	169,613

備考

［１～９　略］

10　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊高発泡車、災害対応特殊大型高所放水車、災害対応特殊泡原液搬送車、支援車（Ⅳ型を除く。）、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車が一体型のもの（以下第16項において「１台一体型の海水利用型消防水利システム」という。）及び災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車に消防専用電話装置を装備しない場合、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかに消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を１台のみの装備とする場合の基準額は、それぞれの基準額から565千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれにも消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,130千円を控除した額とする。

11　災害対応特殊消防ポンプ自動車にホース延長用資機材を積載しない場合の基準額は、それぞれの基準額から324千円を控除した額とする。

12　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ｂ型に限る。）に動力付ホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に240千円を加算した額とする。

［13　略］

14　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ｂ型に限る。）に動力昇降装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から359千円を控除した額とする。

15　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に吸管巻取装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に392千円を加算した額とする。

			250㎡未満	30万人以上70万人未満	282,857
				10万人以上30万人未満	157,143
				10万人未満	125,715
	その他の消防に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電送システム		機上設備	73,513
				地上設備	157,487

備考

［１～９　同左］

10　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊高発泡車、災害対応特殊大型高所放水車、災害対応特殊泡原液搬送車、支援車（Ⅳ型を除く。）、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車が一体型のもの（以下第16項において「１台一体型の海水利用型消防水利システム」という。）及び災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車に消防専用電話装置を装備しない場合、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかに消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を１台のみの装備とする場合の基準額は、それぞれの基準額から525千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれにも消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,049千円を控除した額とする。

11　災害対応特殊消防ポンプ自動車にホース延長用資機材を積載しない場合の基準額は、それぞれの基準額から301千円を控除した額とする。

12　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ｂ型に限る。）に動力付ホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に223千円を加算した額とする。

［13　同左］

14　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ｂ型に限る。）に動力昇降装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から333千円を控除した額とする。

15　災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に吸管巻取装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に364千円を加算した額とする。